

東山区における定住・移住施策「住んでこそ！東山プロジェクト」に係る新しいライフスタイル実証実験等業務 評価要領

1 目的

東山区における定住・移住施策「住んでこそ！東山プロジェクト」に係る新しいライフスタイル実証実験等業務の事業予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

事業者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、事業予定者を1者選定する。

提案資料の内容に基づき、各評価項目について各審査員が採点を行い、各項目の平均を提案者の点数とする。

3 審査員

東山区役所地域力推進室長

東山区役所地域力推進室総務・防災課長

東山区役所地域力推進室企画連携課長

4 評価基準・評価点

(1)評価項目及び配点

各評価項目における評価事項、配点は以下の表のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点
①	現状認識及び業務実施方針	・地域の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に理解し、業務実施方針を立てているか。	15
②	不動産知識	・業務遂行に必要な不動産等の知識を有しているか	15
③	業務実績	(1)・リノベーションを行うにあたって必要な実績、又は関係先が充分か	各15 計30
		(2)・座談会等の実施に当たって、類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	
④	業務実施体制	(1)・リノベーションの実施を行うにあたっての適法な工事監理などの実施体制が充分であるか	各15 計30
		(2)・座談会等を確実に実行するための必要な体制が整備されているか。 ・従事者の業務を実施するための知識や経験は十分か。	
⑤	見積金額	・10点×(全受託希望者の中の最低提案価格)／(受託希望者の提案価格)	10
合計点			100
⑥	市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。 ※ 該当する場合は上記合計点に3点加点	3
⑦	SDGs(持続可能な開発目標)	・「これから1000年を紡ぐ企業認定」に該当するかどうか ※ 該当する場合は上記合計点に3点加点	3

(2) 評価点

評価対象の各項目(①～④)を以下の5段階で評価する。

評価	評価点
提案が優れており、具体的である。	15点
提案が優れている。	12点
普通	9点
記述に具体性がない等、不十分	6点
記述がない、又は本区の意図に反している。	3点

5 事業予定者の決定方法

評価項目の各点数(審査員の評価点数の平均)の合計点が最も高いものを事業予定者とする。

ただし、見積価格が募集要項で定める委託上限額を上回る場合については失格とし、評価対象外とする。

なお、すべての項目の合計点が60点に満たない場合は、最も高い点数であっても事業予定者としない。